

弁護士法人
愛知総合法律事務所

ルネサンス



2004.8

暑中お見舞い申しあげます。

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.21



AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 上野 精
弁護士 山田 亮治
税理士 先川 雄二

弁護士 村上 文男
弁護士 井上 英子
司法書士 足立 陽子

弁護士 元松 茂
弁護士 海田 雅史
社会保険労務士 三重 英則

弁護士 西山 一博
外國法事務弁護士
社会保険労務士 原田 聰

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 501号・601号(受付)

<http://www.aichisogo.or.jp>
E-mail home@aichisogo.or.jp

100% この事務所報は再生紙を使用しております。
古紙100%再生紙

「時」は何を計るのか

弁護士 上野 精



「時の研究家」として知られる織田一朗氏が、冊子シグネチャー6月号に寄せた一文の中に「私が好んで著書の書名に書き添える言葉」、人は「時」を測り、「時」は人を計るがある。原典はイタリアのことわざで、日本語にアレンジして使わせてもらつてあるのだが、企画のあるフレーズだ。人間は道具を使って「時」を測つて征服したつもりになつてゐるのだが「時」は人のスケールを計つてゐるとの意だ。

場当たり的な取り締り、思いつきの言ひ訳などその場はしのげても、時間の経緯が真実を明らかにしていく。人の浅はかな決断もやがて歴史が証明する。」とつづくのがあった。

「時間の本質、空間の本質如何」と

いった超科学的・哲学的命題について、アインシュタインなりぬ凡俗の身には答える術もないが、「だく足(や

や足早なこと)」は婚約から結婚式までの若い娘の時間、早足は絞首台に引き立てられる泥棒の時間といった例を引き、時じふつむのは、それぞれの人間によつて、それぞれの速さで走るもの」と云つたショーケースピア、(喜劇「お氣に附すまま」)の言ふとどしてみるとこれは何となく分かるような気がする。

といふで、このひとつの法曹界を取り巻く環境の変化には目まぐるしいもの

がある。その最たるものは、いわゆる司法改革の動きであり、国際化、グローバル化の旗印の下に矢継ぎ早になされた一連の商法改正、また、EPCが2005年までに導入を目指している国際会計基準をにらみつつ進めてきた会計基準の改訂もそつである。

右の司法改革の中で、法曹養成制度の中核をなすものとして法科大学院の役割が期待され、これにより近い将来

毎年3000人の法曹が誕生するといふが意図されている。また、市民の司法参加の名のもと裁判員制度の導入が法制化された。いずれもその推進に当たった人たちからは、当然のことながら改革の成果と称揚されるといひだが、これに疑念を差し挟む意見もなくはない。

単純に考えても、増大する司法修習

生に現行どおりの給費制度を維持することは難しいのではないか、と思つていたといふ早速給費制から賃与制への切り替えが当局において議論されつつあるとの報道に接した。また、裁判の迅速化、裁判員制度の導入に伴い、これも当然のことながら裁判所の人的強化、物的施設の整備が問題となるが、予算措置を伴うこれらの問題について

の陪審制度とも異なり、また、ドイツの参審制度とも異なる我が国独自の制度と胸を張る向きもあるが、十分な基础设施もなされないまま制度だけが一人歩きするおそれはないだろうか。いずれその当否については「歴史が証明する」ことになるであろうれども。

それほどもかく、4月の事務所移転と共に時代の一ーストに合わせ、先川税理士、汝外國法事務弁護士を迎え、当事務所もさらなる飛躍を遂げた。先行刊行された「ルネサンス増刊号」に掲げたマニフェスト「弁護士法人愛知総合法律事務所の田舎すらひとつ」との実現が「歴史により証明」されるように、「その日その日が一年中の最善の日である」との認識のもとに着実に歩みを進めたるものである。

Renaissance 2



弁護士法人愛知総合法律事務所

弁護士 村上 文男

弁護士法人愛知総合法律事務所を代表して皆様に看中お見舞い申し上げます。

えるための創意、工夫、進化し続ける事務所としてのディスカッションが始まりました。

一、事務所移転の心

1 御礼

皆様の温かい支援のおかげで、事務所を移転することができました。心より御礼申し上げます。

事務所が新しくなると人はこんなにも変わるものかと驚いています。

2 手作りの喜び

広さは一八〇坪位あるのですが、レーアウト、事務用品の選定等半年がかりで、全て手造りでしました。

これ位の広さだとレイアウト等は業者に依頼するのでしきりが、事務局員が、力を発揮し、手造りの事務所となつたのです。プロ並みのできあがりだと自慢しています。

引っ越しは、全員の力で、大成功に終わったのです。この事務所移転の成功は当弁護士法人に大きな自信となり、今後の業務にも生きていらぐのではないかと喜んでいます。

3 これからが初まり

事務所移転は当弁護士法人の新しい出発です。次の目標に向けて、既にスタートしています。

より、依頼者の皆さんのニーズに応

多くの企業が進出していきます。中国での弁護士の実務経験もあり、中国の法律事務所とのネットワークを持つているウェン先生は、中国進出の企業の皆さんに十分な支援ができます。依頼者の視点の実践が又一つ増えました。

二、ワンストップ事務所 — 未来法律事務所 —

1 先川税理士事務所と合併しました

当弁護士事務所で、税務も行うことになりました。先川税理士の依頼者にも法律業務を提供できます。この合併により、依頼者の便宜、依頼者の視点の実践が又一つ増えました。

2 司法書士業への進出

足立陽子司法書士の当法人への参加により、司法書士業への基盤ができました。

3 外国法事務取り扱い弁護士、ウェンリーピン先生の加入

四月から、中国法を取り扱う外国法事務取り扱い弁護士のウェンリーピン先生が当法人に加入してくれました。中国の外国法弁護士は日本では、一六名しかいないそのうちの一人の貴重な人です。ウェン先生は中国の弁護士資格を持っています。お姉さんも弁護士で、中国で大きな法律事務所を経営しています。中国への日本企業の進出は目ましいものがあり、中部地方でも

法律、税務、登記、社会保険労務士業、外国法関係とそれぞれ弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、外国法弁護士の行う業務を一つの事務所で行うことができる事務所（ワンストップ事務所）となりました。

4 ワンストップ事務所 ・・・未来法律事務所型

依頼者の便宜を考えた結果できた事務所です。

三、今年の一〇月に新人弁護士が入所

現在修習中で、今年一〇月に司法研修所を卒業予定の人が当弁護士法人に参加してくれます。依頼者のニーズに応える体制の整備ができるつあると喜んでいます。さらに、依頼者の皆さんのがニーズに応えるために進化していく総合法律事務所であり続けたいと思つています。皆さんのご支援をお願い致します。



外国法事務弁護士

ウェン
汶
リー
莉萍
ピン

外国法事務弁護士について

「外国法事務弁護士」というのは、少し聞き慣れない言葉だと思います。外国法事務弁護士とは、日本国外での弁護士資格を持つ外国人が、その資格を持つ国（原資格国）の法律事務を日本国内で行なうことが出来る弁護士のことです。私は中華人民共和国の弁護士資格を持つことで、日本で中国法を扱える弁護士といえば分かりやすいかと思います。

弁護士になつた動機、経緯について

1985年に中国の大学を卒業した後、当時まだ国の一機関であった法律事務所に勤務しました。その後、当時、既に弁護士（中国では「律師」と呼ばれる）だった姉の影響もあって、弁護士資格試験を受験し、88年に合格しました。合格後も、95年まではそのまま法律事務所に弁護士として所属していました。

日本に来ることになったのは、大学時代の恩師の勧めもあって日本に留学し、大学の法学部を卒業した後、現在でも籍を置いている上海の朝陽総合法律事務所のパートナー弁護士として、日本の大手企業メーカーの上海進

出プロジェクトに携わったことがきっかけです。その後、2001年から昨年10月までの約3年間は、その会社の法務部に所属し、中国での会社設立はもちろん、約款の策定をはじめとする様々な手続きの登録、税金優遇政策の有効活用法の提案や書類の準備などに携わりました。日本企業の法務部に所属したことでの、中国と日本との間の橋渡しの必要性、重要性を改めて実感しました。そこで、外国法事務弁護士の承認を法務大臣に申請し、同年11月、名古屋弁護士会への登録が完了しました。弁護士法人愛知総合法律事務所に所属する以前は、市内で事務所を開設し、外国法事務弁護士として活動していました。日本での主な取り扱い業務は、契約書の作成・検討をはじめ、大中小を問わず企業が中国に進出する際に必要なとなるあらゆる法律分野です。中国に進出したい、あるいは、興味があると考える企業のお手伝いができると思っています。

中国内でのネットワークについて

中国の法律事務所で勤務していたことで中国内でのネットワークができました。現在でも、上海朝陽総合法律事務所に所属しておりますし、実姉も中国で弁護士をしているので、分からぬことがありますぐに姉に電話をして聞いています（笑）。今後は、中国進出を考える企業の皆様のお役に立てるよう、セミナー等を開催していく予定です。

日本と中国の架け橋役となることを決意して、留学後再び名古屋へきました。私にとって名古屋は第二のふるさとであり、このまま日本で永住するつもりでいます。皆様に、「アドバイスを受けてよかったです」と言って頂けるように、自分の専門知識を生かして取り組んでいきます。精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願い申します。

中国へ行かれる方の為の「中国法律ワンポイント！」

中国外貨管理局「2003」102号・「携帯外貨現金出入境管理臨時方法」によって、

- ①税関に申告せずに、現金\$5000USD（\$5000ドル含む）を携帯して中国に出入国することができます。
- ②現金\$5000USD ドル以上になると税関に申告しなければなりません。
- ③当日または短期内（15日以内）に2回以上、出入国する場合は、現金の額に関係なく、一律税関に書面で申告しなければなりません。





税务士 先川 雄二

税务士とは?

さて、あらためて税务士とはなんぞやと考えてみたいと思います。最近はさすがにあまり聞かれませんが、一昔前はまず计理士でした。戦後アメリカからシャウブ勧告により自主申告納税制度が導入され、それをバックアップする専門家集団として税务士制度が創設されました。まさに適正な自主納税を普及させる制度の一環なのです。その意味で税务士は「税」の専門家です。しかし、正しい税の大前提是適正な会計であります。従つて会計の専門家でなくともなりません。すなわち、税务士は、税の専門家であると同時に職業会計人であります。税务士の扱う税目は、申告納税方式をとる法人税、所得税、消費税、相続税、贈与税などです。税务士の使命は、過大に過少でもない適正な納税でもって納税者をサポートすることです。過大はいわゞもがなですが、過少申告による溯及する本税又、加算税などの付帯税の負担は企業にとって重圧となります。企业財政に占める税金負担の割合は大きく、事業計画事業活動のすべてにおいて、その負担を前提とした視点が求められます。税务士の業務は税金関係はもとより企业経営そのものに対する助言も重要なものとなっており、経営分析を通じて会社の問題点を見い出し、その対策を考えています。

永年税务士事務所经营の后、本年4月1日より当事務所と合併し、合流した税务士の先川雄二です。
村上文男代表弁護士の理念に賛同し、別の分野の人達との交流の場を得たことは、私にとって新たな知識欲をかりたてられ、啓発されるところ大であります。
年齢的にはそろそろ金属疲劳の始まる年頃（既に十分進行中の声あり）かなと思いますが、若い人達の力を借りながら補修を重ねて、まだしばらくは飛べるだらうと思っています。

自己紹介

昭和19年北海道生れ。

じゃがいもがメインディッシュの幼少期でした。

（今、糖尿病）

群馬県の高崎経済大学を経て、名古屋の会計事務所へ入所。

昭和49年 税理士試験合格。

昭和52年 税理士事務所開設。

平成16年 弁護士法人愛知総合法律事務所と合併。

税务と会計との関係については、その目的観の違いから、すなわち、税务は公平・確定主義原則から保守的であり、企业会計はできるだけ速やかに实体を表現すること、從つてスピードを要求されます。その深刻な乖離を調整するため税効果会計が導入されました。税务の考え方にはさまざまな異論があるものの、租税法律主義である以上、これはまさしく政治の問題であります。社会がめまぐるしく变化する中で、国民生活の内、最も重要な要素のひとつである税务が、時代に即した形になるよう願っております。



ワンポイント!

法人税	役員給与の取扱いに注意。 各種特別措置を見逃さない。
所得税	不動産の譲渡損失は、今年から他の所得と通算できない。 ゴルフ会員権の譲渡損失は通算できる。 (来年はどうなるか分からない) 配偶者特別控除は廃止(重なる部分だけ)
消費税	免税点の改定 3000万円以下 ↓ 1000万円以下 簡易課税の改定 2億円以下 ↓ 5000万円以下
個人 法人	17年分より適用 16年4月以降開始事業年度
相続税	生前贈与 相続時精算課税 2500万円～3500万円 非課税

Q&A

先々代からの 相続登記

弁護士 海田 雅史



Q 母は、ずいぶん前に亡くなっているのですが、最近、父も亡くなりました。それで、兄弟の間では、父と同居してきた長男である私が、父の土地と家を相続することになったんです。

A それでは、相続登記をしたほうが良いですね。ご兄弟で遺産分割協議書を作成することになります。その遺産分割協議書には、ご兄弟の実印を押印してもらい、印鑑証明書を用意してもらう必要がありますね。

Q わかりました。ただ、気になることがあるんです。土地と家の登記名義が、父の名義ではなく、まだ祖父の名義のままなのです。どうしたら良いのでしょうか。

A お祖父様が亡くなられたとき、既にお祖母様も亡くなられていて、お祖父様の相続人は、お父様のご兄弟だけでしたよね。

Q はい。それで、父の兄弟達の間で、祖父と同居してきた父が、今お話ししている土地と家を相続するということで話がまとまったようです。

A そうですか。それでは、お父様のご兄弟との間で、やはり遺産分割協議をして、相続登記のために遺産分割協議書を作成する必要がありますね。その遺産分割協議書にも、お父様のご兄弟全員の実印を押印してもらい、印鑑証明書をもらう必要がありますね。

Q そうなんですか。でも、父の兄弟達が快く協力してくれなかつたら、どうすれば良いのでしょうか。

A そういう場合は、家庭裁判所に、遺産分割の調停を申立ていくことになります。家庭裁判所の調停・審判で、この土地と建物を、お父様の相続人の所有とする遺産分割ができればOKです。

Q 父の兄弟達との遺産分割がまとまれば、私の名義に相続登記ができるわけですね。

**A そうですね。この土地と家をあなたの単独の所有とする内容の、お父様のご兄弟との遺産分割を証する書面と、あなたのご兄弟との遺産分割協議書が揃えば、ひとつの登記申請で、お祖父様の名義から直接あなたの名義に相続登記できます。
実際には、お父様のご兄弟との遺産分割とあなたのご兄弟との遺産分割を併せて行った内容の遺産分割協議書を作成して登記することが多いでしょう。**

**Q ありがとうございました。相続登記にもいろいろな問題があるのですね。
登記の専門家にお願いしたほうが良さそうですね。**

A また、当事務所の司法書士にご相談下さい。

司法書士1年生のご挨拶

司法書士 足立陽子



みなさん、はじめまして。司法書士の足立陽子と申します。平成15年の12月から弁護士法人愛知総合法律事務所にお世話になっております。

私は、大学在学中に司法書士の勉強をはじめ、念願かなって平成14年に合格することができました。ただ、合格したものの、私には司法書士としての実務経験が全くなかったものですから、最初は実務と受験勉強の違いに戸惑いました。受験知識だけでは実務はこなせられない、司法書士としてこれからまだまだ勉強が必要だと痛感し

ました。その後、平成15年の7月25日に司法書士登録をしましたが、今はまわりの先生方に助けてもらいながら実務経験を積む毎日です。

簡易裁判所代理権付与、登記のオンライン申請等をはじめ、今、司法書士業は転機を迎えていきます。その変化に対応できるよう、これからも勉強していきたいと思っております。

司法書士として、少しでも事務所のお役に立てるよう、日々努力していきます。よろしくお願ひ致します。

新人事務局紹介



皆様、はじめまして。自己紹介させて頂きます。本年4月1日付で入社致しました横井豪と申します。既に30歳を迎えておりますので、新人というには些か「臺」^{どう}が立っておりますが、「三〇にして立つ」ということで転職いたしました。

さて、私は8年間、税理士事務所に勤務していましたが、折しも当事務所は税理士も迎え、専門化・総合化が一層進んでおります。

事務局員として、各「土業」をサポートし、皆様により良質のリーガルサービスを提供できるよう努めてまいりますので、どうぞ宜しくお願い致します。



初めまして。今年の3月から愛知総合法律事務所に入社致しました村上百合子と申します。私は、経理関係や税理士関係の勉強をしていましたので、経理を主に任せられることになりました。実際、実務に就いてみると、知識だけでは、とまどうこともありますが、覚えた事を応用しながらその都度、対処していきたいと思います。

分からぬこともありますが諸先輩方の知識や知恵を取り入れて日々精進していきますので、宜しくお願ひ致します。

Let's Play Baseball!



八月から当野球部も開幕し、実戦に入るつもりです。とりあえずは「野球部でも戦える」「それなりの」対戦相手を探しております。「腕に覚えのない」野球チームで、練習試合を希望される方はお問い合わせ下さい。



弁護士 西山一博



別に肩が治つても開幕投手は西山先生じゃないと想いますが…

新事務所紹介

New Office

今回は事務所紹介とじつにとじ、普段お見せできない裏の部分も少しお見せします。

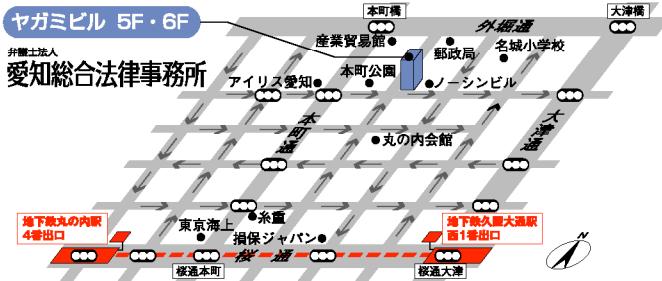


- 1.言わずと知れた当事務所の外観です。空が映ってとてもきれいに撮れていますよね。
- 2.当事務所の事務風景です。以前に比べ、書類の整理がし易くなり、仕事もはかどる（？）ようになりました。
- 3.弁護士エリアで、弁護士1人1人に名前プレートを付けました。
- 4.事務所正面玄関の当事務所口ゴマーカ。
- 5.大会議室です。
- 6.相談室です。普段、お客様をお通しする部屋です。
- 7.弁護士・税理士・司法書士・社労士の銀のネームプレートです。

以前とは比較にならないくらい綺麗で整理されています。お越し下さる皆様にも、今まで以上に満足頂けるサービスを提供できるようになったものと思います。ただ難点が一つ。四月に引っ越ししてきた時から暑い！窓から太陽の強い日差しが入り、午後になると、部屋の温度が上昇し、冷房なしでは過ごせないほどのサウナ状態です。夏を迎えて、暑さもひとしお、秋が来ようと、冬が来ようと、半袖で皆様をお待ちしております。ぜひ一度、新事務所にお越し下さいませ。

AICHI SOGO LAW OFFICE

事務所のご案内



TEL.052-971-5277(代表) FAX.052-971-7876

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号

ヤガミビル 501号・601号(受付)

<http://www.aichisogo.or.jp> E-mail home@aichisogo.or.jp
ホームページ更新しました。

事務所業務のご案内

相談日・・・月曜日～金曜日（土・日祝日は休業）

受付時間・・・午前9時30分～午後6時

相談料・・・30分料金 5,250円（税込み）

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

愛知総合法律事務所の弁護士が、身近な100テーマの法律問題を分かりやすく解説した本です。なお、当事務所でも販売しております。



好評発売中
弁護士法人 愛知総合法律事務所
著

最近、事務所内が活気に溢れている。理由は、いろいろあると思う。新事務所はとても快適で素晴らしいし、先川先生やウエン先生の存在も大きい。しかし何と言つても、男性陣が元気なのだ。理由は、野球部発足。間違いない。私も元気モリモリ頑張りつと☆

after word

編集後記
弁護士 井上英子